

公用車の集中管理に係る車両メンテナンス業務 契約書 (案)

公用車の集中管理に係る車両メンテナンス業務（以下「委託業務」という。）の委託について、沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 甲及び乙は、本契約の信義を重んじ、誠実に契約を履行しなければならない。

3 乙は、この契約書に定めるほか、別紙「公用車の集中管理に係る車両メンテナンス業務仕様書」（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従い、委託業務を実施しなければならない。

（名称等）

第 2 条 委託業務の名称及び契約期間は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の名称 公用車の集中管理に係る車両メンテナンス業務

(2) 期間 令和 8 年 月 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（委託料）

第 3 条 甲は、乙に対し、委託業務の委託料（以下「契約金額」という） ●●円を支払う。
（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、●●円）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

2 甲は毎月の業務完了後、前項の委託料の月額 ●●円（消費税及び地方消費税を含む）を乙に支払うものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、乙の請求に応じて全額を又は分割して前金払いをするものとする。なお、法定費用（検査登録印紙税、自動車重量税、自動車損害賠償保険料）については、乙による立替払いとし、後日委託料の月額とともに支払うものとする。

（契約保証金）（乙の該当の有無に応じて、契約時に記載変更）

第 4 条 乙は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 101 条第 1 項により契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付するものとする。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項に定める各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（著作権）

第 5 条 委託業務の実施に当たって作成される成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が従前から有していた既存の著作権を利用しているものについては、乙に帰属するものとし、乙は甲に対し無償で利用を許諾するものとする。

2 乙は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

（権利義務等の譲渡等）

第 6 条 乙は、この契約により生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(善管注意義務)

第7条 乙は、常に善良なる管理者の注意義務により甲が本契約に基づき提供する車両等を管理しなければならない。

2 乙は、故意又は重大な過失により甲が本契約に基づき提供する車両等を亡失又は毀損した場合、乙の負担により復旧するものとする。

(再委託の制限)

第8条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲との契約金額の50パーセントを超える業務及び企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、委託業務の企画提案参加者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前に再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した簡易な業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項までの規定に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(業務内容の変更等による費用の負担)

第9条 甲又は乙が契約の相手方に対して、契約内容の変更又は中止の申し出を行った場合に生ずる費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(契約期間の延長)

第10条 乙は、その責に帰すことができない事由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、あらかじめその理由を掲示した書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年3.0パーセントの割合で計算した延滞金の支払を乙に請求することができる。

(検査)

第11条 乙は、毎月の業務完了後、速やかに当該月の業務完了報告書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の委託業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に当該月の委託業務の完了を確認するための検査をし、その内容が適正であると認めたときは、その旨乙に通知しなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第12条 乙は、前条第2項の通知を受けたときは、支払請求書により第3条第2項の委託料の月額及び立替払いした法定費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により支払請求書を受領したときは、受領した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に、これを乙に支払うものとする。

3 甲は、前項の支払請求書を受領した後、その内容の全部又は一部が不当であると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
 - (2) その責に帰すべき事由により、契約期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
 - (4) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (6) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (7) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (10) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると認められるとき。
 - (2) 乙の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 乙が反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (4) 乙が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - (5) 乙又は乙の役員若しくは乙の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき。
- 2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求すること

ができ、乙に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、この契約に定める義務を履行するに当たって、故意若しくは重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(天災等による契約不履行)

第 16 条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責に帰すことができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、委託料の支払を免れるものとする。

(契約の費用)

第 17 条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料等を適切に管理するとともに、委託業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料等を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

3 本条の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(管轄裁判所)

第 19 条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第 20 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

沖縄県那覇市泉崎 1 - 2 - 2

甲 沖縄県知事 玉城 康裕

乙